国民保護に関する業務計画

平成 19 年 3 月

社団法人山形県トラック協会

第1章	総則・	•••	•••	•••	•	•	•••	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第	第1節	計画の	目的	••	•	•	•••	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第	2節 基	本方針	••	•••	•	•	•••	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第2章	平素から	の備え	••	•••	•	•	•••	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
笋	至1節	活動体	制の	整備	ŧ۰	•	•••	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
笋	₹2節	関係機	関と	の連	携	•	•••	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
笋	著3節	警報又	は避	難措	置	_ອ	指示	下等	伝	達	体	制	<u>ທ</u>	整	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
爭	著4節	管理す	る施	設等	に	関	する	5備	え	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
笋	€5節	運送に	関す	る備	え	•	•••	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
笋	€6節	備蓄・	•••	•••	•	•	•••	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
笋	第7節	訓練の	実施	•••	•	•	•••	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
第3章	武力攻擊	事態等	への	対処	<u>l</u> •	•	•••	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
笋	第1節	武力攻	擊事	態等	対	策	本音	『等	く	の	対	応	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
笋	₹2節	活動体	制の	確立	•	•	•••	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
笋	著3節	安全の	確保	••	•	•	•••	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
笋	著4節	関係機	関と	の連	携	•	•••	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
笋	€5節	警報等	の伝	達・	•	•	•••	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
爭	16節	施設の	適切	な管	理	及	びま	Z全	確	保	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
笋	97節	運送の	確保	••	•	•	•••	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
笋	€8節	安否情	報の	収集	<u>ا</u> م	ອ	協力	J •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
爭	9節	応急の	復旧	•••	•	•	•••	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
第4章	緊急対処	事態へ	の対	処・	•	•	•••	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
爭	1節	活動体	制の	確立	•	•	•••	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
爭	第2節	緊急対	処保	護措	置	に	実旅	Đ•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
第5章	計画の適	団な見	直し		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8

目次

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法 律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第36条第 2項及び第182条第2項の規定に基づき、社団法人山形県トラック協会 (以下「協会」という。)の業務に係る武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び 武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。)における国民の保護のための措置(以 下「国民保護措置」という。)及び緊急対処事態における緊急対処保護措置 の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 基本方針

武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する 基本指針(平成17年3月25日閣議決定(以下「基本指針」という。))、山 形県国民保護計画(以下「県計画」という。)及びこの計画に基づき、国民の 協力を得つつ、他の機関と協力連携し、自らの業務に関する国民保護措置の 的確かつ迅速な実施に万全を期する。国民保護措置の実施に当たっては、国 民保護法その他の法令、基本指針、県計画及びこの計画に基づき、次の点に 留意しつつ自らの業務にかかる国民保護措置を実施する。

1.国民に対する情報提供

広報、インターネット等を活用して、国民に迅速に国民保護措置に関す る情報を提供するよう努める。

- 2.関係機関との連携の確保 国民保護措置に関し、平素から関係機関との連携体制の整備に努める。
- 3.国民保護措置の実施に関する自主的判断

国民保護措置を実施するに当たっての実施方法等については、国及び地 方公共団体から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して 協会が自主的に判断するものとする。 4.安全の確保

国民保護措置の実施に当たっては、国及び地方公共団体の協力を得つつ、 協会職員のほか、協会及び協会加盟の事業所(以下「協会等」という。)の 実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に配慮する。

- 5.山形県国民保護対策本部長の調整
 - 山形県国民保護対策本部長による総合調整が行われた場合には、その 結果に基づき、所要の措置を迅速かつ的確に実施するよう努める。 上記総合調整に基づき、山形県知事(以下「県知事」という。)より緊 急物資の運送等に関し指示が行われた場合には、正当な理由がない限 り、国民保護法に基づき所要の措置を的確かつ迅速に実施する。

第2章 平素からの備え

第1節 活動体制の整備

 国民保護連絡調整会議の設置
業務に係わる国民保護措置及び緊急対処保護措置に関する事務について 協会内の連絡及び調整を図るための常設の連絡調整組織として、協会内に 国民保護連絡調整会議(以下「連絡調整会議」という。)を設置する。

連絡調整会議の組織及び運営に関する事項については、別に定める。

- 2.情報連絡体制の整備
- (1)情報収集及び連絡体制の整備

当協会施設等の被災の状況、国民保護措置の実施状況、運行状況等の 情報を迅速に収集・集約できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順等 の必要な事項についてあらかじめ定める。

夜間、休日、出勤途上においても、的確に連絡できる体制の整備に努 める。また、武力攻撃災害により連絡担当者が被害を受けた場合等に おいても協会内の連絡を確実に行えるよう、連絡ルートの多重化、代 行する職員の指定など障害発生時に備えた情報収集・連絡体制の整備 に努める。

(2)通信体制の整備

武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機

関との連携に配慮しつつ、必要な通信体制を整備する。

通信体制の整備に当たっては、武力攻撃災害により通信手段が被害を 受けた場合や停電の場合等においても、通信が行えるよう通信手段の 多重化等のバックアップ体制の整備に努める。

平素から国民保護措置に必要な通信設備の点検を定期的に実施する。

3.緊急参集体制及び活動体制の整備

武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するた めに必要な体制を迅速に確立するため、関係職員の緊急参集等につい てあらかじめ必要な事項を定め、関係職員に周知する。必要な事項を 定めるに当たっては、交通の途絶、職員または職員の家族の被災等に より職員の参集が困難な場合等も想定しつつ、事態の状況に応じた参 集基準、連絡手段及び参集手段の確保など職員の服務基準に関し必要 な事項をあわせて定める。

緊急参集を行う関係職員については、武力攻撃事態等により交通機関 が途絶することを考慮し、複数の参集経路、移動方法等を事前に確認 する。

武力攻撃事態等が長期に及んだ場合に備え、職員の交代要員の確保等 に関する体制を整備する。

防災のための備蓄を活用しつつ、非常用発電機及び燃料の確保、食料、 飲料水、医薬品等の備蓄または調達体制の整備等に努める。

4.特殊標章等の適切な管理

県知事が平時より特殊標章等の使用の許可を行う場合であって、あらか じめ県知事より特殊標章等の使用の許可を受けておく必要がある場合には、 県知事に対して使用の許可申請を行い、適切に管理を行う。

第2節 関係機関との連携

平素から地方公共団体、指定地方公共機関等の関係機関との間で、国民 保護措置の実施における連携体制の準備に努める。

第3節 警報または避難措置の指示等の伝達体制の整備

県知事から警報・避難措置の指示・避難の指示または緊急通報(以下「警 報等」という。)について通知を受けた場合において、協会内等における警 報等の伝達先、連絡方法、連絡手順など必要な事項を定める。

第4節 管理する施設等に関する備え

武力攻撃事態等において、管理する施設及び設備の応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置を有効に活用しつつ、あらかじめ体制の整備及び資機材を整備するよう努める。

第5節 運送に関する備え

地方公共団体が、緊急物資の運送を実施するための体制の整備を行うに 当たっては、連絡先の提供、輸送力及び輸送施設に関する情報の提供、 市町村長が作成する避難実施要領のパターンに対する意見、地方公共 団体との協定の締結など必要な協力を行うよう努める。 武力攻撃事態等発生時に緊急物資の運送が円滑に実施されるよう、地 方公共団体と連携しつつ、これらの緊急輸送に係わる実施体制の整備、 異なる輸送モードを含めた他の指定公共機関等との協力体制の構築に 努める。

第6節 備蓄

国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねること ができるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及 び資材の供給要請先等の把握等に努める。 武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置の実

広力攻撃争惑等が長期にわたうた場合においても、国民保護指量の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、地方公共団体や他の事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制の整備に努める。

第7節 訓練の実施

平素より、的確な国民保護措置の実施が可能となるよう協会内における 訓練の実施に努めるとともに、地方公共団体等が実施する国民保護措置に ついての訓練へ参加するよう努める。また、訓練の実施に当たっては、実 際の通信機器を使用するなど実践的な訓練となるよう努める。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 武力攻撃事態等対策本部等への対応

武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針(以下「対処基本方針」 という。)が定められ、山形県国民保護対策本部(以下「県対策本部」 という。)が設置された場合には、県対策本部を中心とした国民保護措 置の推進を図る。 県知事から県対策本部の設置について連絡を受けたときは、警報の通 知に準じて、協会内等に迅速にその旨を周知する。

- 第2節 活動体制の確立
 - 1.社団法人山形県トラック協会国民保護対策本部の設置等

県対策本部が設置された場合には、必要に応じて、協会内において社 団法人山形県トラック協会国民保護対策本部(以下「協会対策本部」) を設置する。

協会対策本部は、協会内における国民保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び協会内での共有、広報その他必要な統括業務を実施する。

協会対策本部を設置したときは、県対策本部に連絡を行う。

この計画に定めるもののほか、協会対策本部の組織及び運営に関する 事項については、別に定める。

2.緊急参集の実施

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、別に定めるところにより、 必要に応じ、関係職員の緊急参集を行う。

- 3.情報連絡体制の確保
- (1)情報収集及び報告

管理する施設等の被災の状況、国民保護措置の実施状況、運行状況な ど武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集するものとし、対策本部 はこれらの情報を収集し、必要に応じ、県対策本部等に報告する。 協会対策本部は、県対策本部等より武力攻撃事態等の状況や国民保護 措置を実施するに当り必要となる安全に関する情報などについて収集 を行うとともに、協会内での共有を行う。

(2)通信体制の確保

武力攻撃事態等が発生した場合には、直ちに、必要な通信手段の機能 確認を行うとともに、連絡のために必要な通信手段を確保する。 国民保護措置の実施に必要な通信手段を確保するため、支障が生じた 情報通信施設の応急の復旧のために必要な措置を講じるものとする。 また直ちに県対策本部等に支障の状況を連絡する。

武力攻撃災害により国民保護措置の実施に必要な通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においては、速やかに応急の復旧を行うとともに、必要に応じバックアップ体制に努める。

第3節 安全の確保

国民保護措置を実施するに当たっては、その内容に応じ、県対策本部 等から武力攻撃の状況その他必要な安全に関する情報の提供を受ける ほか、緊急時の連絡の体制及び応援の体制等の支援を受けるものとし、 これらを活用し、職員のほか、協会等が実施する国民保護措置に従事 する者の安全の確保に十分に配慮する。

国民保護措置を実施するに当たって、国民保護法第158条第1項に 基づく特殊標章及び身分証明書を使用する場合には、県知事の許可に 基づき適切に使用する。

県知事から避難措置の指示の通知、又は避難の指示の通知を受けた場合には、別に定めるところにより、協会内における迅速かつ確実な伝 達を行う。

市町村長より避難実施要領の通知があった場合には、協会内における 共有を行うほか、その内容に応じ、必要な体制の確保に努める。

第4節 関係機関との連携

地方公共団体、指定公共機関等の関係機関と緊密に連携し、的確な国 民保護措置の実施に努める。

国民保護措置を実施するため特に必要があると認めるときは、地方公 共団体の長、指定行政機関の長等に対し、労務、施設、設備又は物資 の確保について応援を求めるものとする。

第5節 警報等の伝達

県知事より警報の通知または緊急通報を受けた場合には、別に定めると ころにより、協会内における迅速かつ確実な伝達を行うとともに施設内関 係者への伝達に努める。 第6節 施設の適切な管理及び安全確保

協会内の管理施設等について、安全の確保に十分配慮の上、巡回の強化 など安全確保のための措置を講ぜられるよう努める。

- 第7節 運送の確保
 - 1.緊急物資の運送
 - 県知事、市町村長または指定行政機関の長、指定地方行政機関の長より 緊急物資の運送の求めがあった場合には、資機材の故障等により当該 運送を行うことができないなど正当な理由がない限り、これらの運送 を的確かつ迅速に行う。

市町村長から、避難実施要領の作成にあたって意見を求められた場合、 適切に対応するとともに、避難実施要領の通知があった場合には、協 会内における情報共有を図るほか、その内容に応じ、必要な体制の確 保に努める。

緊急物資の運送の実施に当たっては、当該運送の求め等を行った者よ り提供される安全に関する情報等に基づき、当該運送に従事する者に 危険が及ぶことのないよう安全の確保に十分配慮する。また、気象条 件等の運行環境によっては、現場で運送を実施する責任者が判断して 安全確保のため必要な措置を講ずる。

2. 運送の維持

運送に必要な施設の状況確認等、武力攻撃事態等において貨物を適切 に運送するために必要な措置を講ずる。

運行に障害が生じた場合には、必要に応じ県対策本部など関係機関に 当該障害について連絡を行うとともに、県対策本部など関係機関の協 力を得つつ、他の運送事業者である指定公共機関等と連携し、代替輸 送の確保に努める。

第8節 安否情報の収集への協力

地方公共団体が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、業務の範 囲内で、照会に応じて安否情報の提供を行うなど、地方公共団体の行う安 否情報の収集に協力するよう努める。

第9節 応急の復旧

武力攻撃災害が発生した場合、協会内の管理する施設及び設備に関する

もの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものについて、 安全の確保に配慮した上で、速やかに施設及び設備の緊急点検を実施 し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧の ための措置を講ぜられるよう努める。 応急の復旧のために必要な措置を講ずるに当たって自らの要員、資機 材等によって的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、 必要に応じ、県知事に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技 術的助言その他応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求める。 協会対策本部は、必要に応じ、被災情報及び応急の復旧の実施状況を 県対策本部に報告する。

第4章 緊急対処事態への対処

第1節 活動体制の確立

 社団法人山形県トラック協会緊急対処事態対策本部の設置 山形県緊急対処事態対策本部(以下「県緊急対処事態対策本部」という。)が設置された場合には、必要に応じて、社団法人山形県トラック 協会緊急対処事態対策本部(以下「協会緊急対処事態対策本部」という)を設置する。

協会緊急対処事態対策本部は、協会内における緊急対処保護措置など に関する調整、情報の収集、集約、連絡及び協会内での共有、広報そ の他必要な業務の総括を実施する。

協会緊急対処事態対策本部を設置したときは、県緊急対処事態対策本 部にその旨を連絡する。

この計画に定めるもののほか協会緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する事項については、協会国民保護対策本部に準ずる。

第2節 緊急対処保護措置の実施

緊急保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、この計画の第2章及び第3章の定めに準じて行う。

第5章 計画の適切な見直し

適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、

自主的にこれを変更するものとし、変更を行った際は、軽微な変更で ある場合を除き、山形県知事に報告する。また、ホームページ等にお いて公表を行う。

この計画の変更に当たっては、この計画の下で業務に従事する者等の 意見を聞く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努める。 この計画を変更するため必要があると認めるときは、国、県、市町村、 関係指定公共機関等並びにその他の関係者に対し、資料または情報の 提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。